

旭指監 第109号  
平成29年7月12日

指定障がい福祉サービス事業者 各位

旭川市長 西川 将人  
(福祉保険部指導監査課担当)

### 施設外就労を行う際の職員配置の考え方について

本市福祉行政については、平素からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

施設外就労を行う際の職員配置の考え方について、事業者の皆様から質問が寄せられた点について、改めて別紙のとおりお示ししますので、施設外就労を行う際には留意して職員配置をしてください。

なお、施設外就労は、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型のみしか行うことができないことを申し添えます。

**【担当】**

福祉保険部指導監査課（障がい担当）

TEL：0166-26-1111（内線5118, 5129）

施設外就労を行う際の職員配置の考え方

〔施設外就労を行う際の基本的な考え方〕

- (1) 施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結すること。
- (2) 利用者1人以上と職員がユニットを組むこと。
- (3) 施設外就労の総数は、利用定員の100分の70以下とすること。
- (4) 月の利用日数の内、最低2日は事業所内（施設外就労日以外）において訓練目標に対する達成度の評価を行うこと。
- (5) 事業所本体と施設外就労を行うユニットごとの職員配置基準は同じになり、施設外就労を行う日ごとに、双方とも配置基準（10：1〔最低基準〕又は7.5：1〔就労移行支援は6：1〕）を満たす必要があること。
- (6) 運営規程に位置付けられていること。
- (7) 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成されていること。
- (8) 緊急時の対応ができること。

<注意>

- ※1 利用定員の100分の70を超えて施設外就労を行った場合は、施設外就労を行った利用者全員の基本報酬の算定ができない。
- ※2 事業所本体と施設外就労を行うユニットのいずれか一方でも職員配置基準を満たさない場合は、施設外就労を行った利用者全員の基本報酬の算定ができない。
- ※3 事業所内（施設外就労日以外）で、月の利用日数の内、最低2日の達成度の評価行っていない場合は、当該利用者について当該月の全ての施設外就労日の報酬算定ができない。
- ※4 施設外就労に従事する利用者は、従事時間に関係なく当該日は施設外就労となる。
- ※5 施設外就労によって事業所本体に空きが生じた分は、当該分以内で増員可能である。
- ※6 施設外就労に従事する利用者を増加させるために、不必要に請負契約を細分化したり交代制にすることは、施設外就労加算や事業所本体利用者増員分の基本報酬の算定上、不適切な運用であるため厳に慎むこと。

〔事例〕 Q) 定員～20名（前年度平均利用者数～19人）、職員配置基準～7.5：1  
常勤の職員が勤務すべき1日あたりの時間数～8時間

- ・請負契約A（9:00～18:00の8時間）、施設外就労参加利用者3人～ユニットA
- ・請負契約B（10:00～12:00の2時間）、施設外就労参加利用者4人～ユニットB

A) ① ユニットごとに必要な時間を確保

施設外就労 ユニットA～利用者3人÷7.5＝0.4（1人）以上必要～0.4×8h＝3.2h※①  
 ユニットB～利用者4人÷7.5＝0.6（1人）以上必要～0.6×8h＝4.8h※②

② 事業所本体に残る利用者に対する支援として必要時間を確保

事業所本体（前年度平均利用者19人－施設外就労利用者7人）÷7.5  
 ＝常勤換算で1.6人（勤務時間数で12.8h）以上の確保が必要※③

<注意>

- ※1 施設外就労を行っている作業中は、常に職員が配置され、利用者ごとの時間帯が生じないこと。
- ※2 施設外就労に同行する職員のうち、施設外就労に従事すべき時間数を除いた時間で、事業所内にて勤務している時間は、事業所本体の職員として常勤換算に含めることができる。  
 ただし、業務日報などにより、事業所本体と施設外就労ユニットごとに、それぞれ配置された時間帯及び時間数を明確にするなどの記録を必ず行うこと。

〔施設外就労ユニットを各1人の職員で行う場合のイメージ及び業務日報等の記載例〕

|                       |     | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 |      |
|-----------------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 職業指導員<br>職員A<br>(常)8h | 本体  |      | B↓    |       | 休     |       |       |       | ■     | ■     | ■     | 3.0h |
|                       | 施設外 | ■    | ■     | ■     |       | ■     | ■     |       |       |       |       | 5.0h |
| 職業指導員<br>職員B<br>(常)8h | 本体  | ■    | ■     | ■     | 休     | ■     | ■     | ■     | ■     | ■     | ■     | 8.0h |
|                       | 施設外 |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0h   |
| 生活支援員<br>職員C<br>(非)4h | 本体  | ■    | ■     | ■     | ■     |       |       |       |       |       |       | 4.0h |
|                       | 施設外 |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 0h   |
| 職業指導員<br>職員D<br>(常)8h | 本体  | ↓A   |       |       |       | 休     |       |       |       |       |       | 0h   |
|                       | 施設外 | ■    | ■     | ■     | ■     |       | ■     | ■     | ■     | ■     | ■     | 8.0h |

0.6人/5.0h ≥ 0.6人/4.8h ※②  
 1.8人/15.0h ≥ 1.6人/12.8h ※③  
 1.0人/8.0h ≥ 0.4人/3.2h ※①

- ※ 職員Aは、施設外就労に同行する実際の時間は2時間であるが、ユニットBとして確保すべき時間は常勤換算上4.8時間となるため、5時間分を施設外就労分、3時間を事業所本体分としてそれぞれ計上する。
- ※ ユニットAの施設外就労は、基準上必要時間数としては3.2時間であるが、作業上1日8時間の勤務を必要としていることから、全日を施設外就労の勤務時間とする。
- ※ 上記イメージ図は、ユニットごとに同行職員1人を想定したものであるが、ユニットAのように1日の施設外就労時間が長時間に及ぶ場合などは、職員Cが午前、職員Dが午後というパターンなど、複数の職員により対応することも可能であるが、その際においても交代時など利用者ごとの時間帯が生じないよう注意が必要である。

本通知で定める職員の配置に対する考え方は、最低確保すべき時間等を定めているに過ぎないため、利用者の状況などにより必要に応じて支援に支障が生じないよう職員の配置を行うこと。